



芦屋町

対象経費の9割

最大30万円

人材育成事業補助金

芦屋町では、まちづくりの礎である人材の育成を図るため、

地域の活性化や課題解決を目的に、自主的・主体的に実施される
公益的な事業を応援します！

対象者	次の2つの条件を満たす方が対象です。 (1)団体等(団体又は個人)の代表者が18歳以上の者であること。 (2)団体等の代表者が町内居住又は在勤していること。
対象事業	次の2つの条件を満たす事業が対象です。 (1)地域の活性化や課題解決を目的に、自主的・主体的に実施される公益的な事業 (2)主たる効果が町内で生じる事業 ※同一事業は最長3年間対象になります。 ※申請を行った年度内に完了しないおそれがある事業は対象外になります。
審査基準	(1)地域の活性化や課題解決につながる、公益的な取り組みであること。 (2)事業の計画性と実現性が認められること。 (3)自主的・主体的に活動を行う意識が認められること。 (4)事業経費の使途や積算に整合性・妥当性が認められること。
補助金額	対象事業費の9割以内(30万円上限)
対象経費	謝金、需用費(食糧費を除く)、通信運搬費、使用料及び賃借料、原材料費、負担金、その他町長が必要と認める費用
募集期間	◆通年受付しており、思い立った時にすぐ応募ができます。(事業開始の14日前まで) ※事業内容や書類に不備がある場合は受付できませんので、余裕をもって申請をお願いします。

申請・実績報告の流れ



事業内容や申請書類の書き方など、疑問や不安に感じることは、企画政策課企画係にお気軽にご相談ください。

所定の申請書類を作成の上、事業開始の14日前までに企画係に提出してください。
※事業内容や書類に不備がある場合は受付できませんので、余裕をもって申請をお願いします。

審査委員会にて、事業内容を審査したうえで、補助金交付の可否を決定します。

交付決定後、事業を実施してください。

事業実施後、30日以内に所定実績報告書類を企画係に提出してください。

書類確認後、不備がなければ事業完了となります。

- ◆申請及び実績報告に関する様式はHPに掲載しています。
また、企画政策課窓口にも準備しています。
(HPのURL : <https://www.town.ashiya.lg.jp/soshiki/2/1404.html>)
- ◆事業の詳細はHPをご覧ください。か、企画政策課 企画係までお問い合わせください。



問い合わせ先

～事業内容や申請書の書き方などについて、お気軽にご相談ください～

芦屋町 企画政策課 企画係 (役場2階)

Tel : 093-223-3570 Fax : 093-223-3927 Mail : kikaku@town.ashiya.lg.jp